

# 合併槽への転換で 美しい水環境を後世に

川や海の水環境を保全し、生活環境を守るため、市では合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、日ごろから浄化槽の適正な維持管理を行い、本来の性能を維持するよう心がけましょう。

問い合わせ 環境課 森田 ☎(53)2609

## 浄化槽と生活排水

浄化槽は、微生物を利用してトイレや台所などから出る生活排水をきれいな水に浄化する装置で、合併処理浄化槽（合併槽）と単独処理浄化槽（単独槽）があります。

合併槽は、家庭から出る排水全てを浄化します。一方、単独槽は、トイレからの排水のみを浄化する装置で、台所やお風呂からの排水は、直接河川や海へ流出しています。したがって、単独槽は合併槽に比べて、8倍もの汚れを公共用水域に排出しています。

次世代の子どもたちにきれいな川や海を引き継ぐために、合併槽への転換を進める必要があります。

**老朽化した単独槽は  
破損や漏水の恐れも**

単独槽は、平成13年4月以降、新設が禁止されています。このため、最も新しいものでも設置から20年近くが経ち、老朽化による破損や漏水も懸念されています。しかし、市内に設置されている浄化槽のうち、いまだに約半数が単独槽となっています。

**合併槽への転換には  
補助金額を増額**

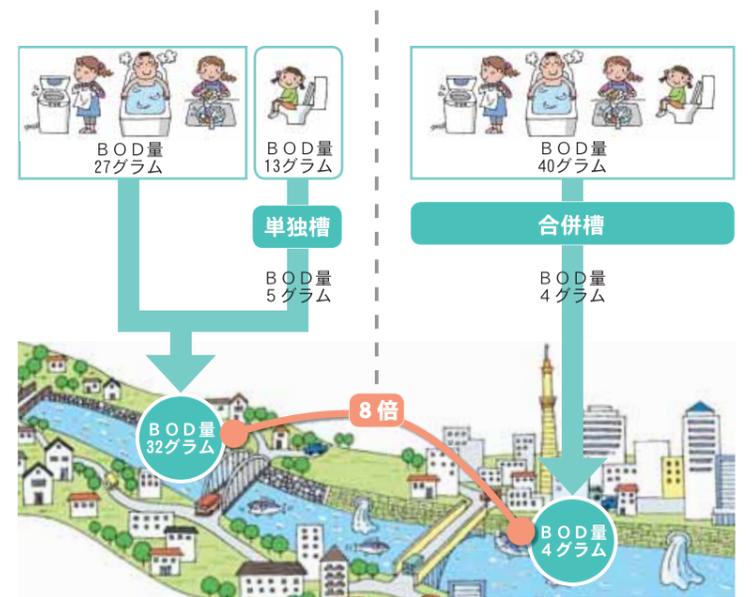
市では、浄化槽設置工事に対して補助金を交付しています。合併槽への転換をさらに推進するため、このたび、汲み取り便槽から合併槽に転換する場合の補助金額を増額しました。

また、単独槽から合併槽に転換する場合は、「既存の単独槽の撤去に係る工事費」と「新たに排水管などを敷設するための宅内配管工事費」に対して、新たに補助金を交付することとしました（詳細は次ページ上部を参照）。

これらの補助制度は、国からの補助を原資として運用しています。今回の補助金増額は、国の動向により、数年間の期限付きとなる可能性があります。汲み取り便槽や単独槽を使用している皆さんは、この機会にぜひ、合併槽への転換をご検討ください。

## 合併槽で生活排水をきれいに

例えば、水を1人1日200リットル使った場合に出る汚れ（BOD [★]）の量は、40グラムです。この汚れを処理する合併槽（風呂や洗濯、水洗トイレなど全体を処理）と単独槽（水洗トイレのみを処理）とを比較すると、最終的に排出される汚れのBOD量に「8倍」もの差が出ます。多くの皆さんが合併槽にすることで、水の汚れが減り、水環境が守られます。



[★] BODとは、水の汚れ具合を表す指標の一つで、この値が大きいほど汚れが著しいことを示します。

## 浄化槽設置事業補助金について

### ■申請の時期：施工前

### ■申請する人：施主

\*申請には、浄化槽に関する専門的な書類が必要となるため、浄化槽施工業者に委任することができます。

### ■補助内容

#### ①設置工事費に対する補助

人槽	新增築に伴う合併槽設置の場合の補助額	汲み取り便槽・単独槽から合併槽に転換する場合（新增築は除く）の補助額
5人槽	19万9,000円	33万2,000円
7人槽	24万8,000円	41万4,000円
10人槽	32万8,000円	54万8,000円

#### 【補助金増額ポイント】

汲み取り便槽から合併槽に転換する場合、これまでは「新增築に伴う合併槽設置の場合」に該当していましたが、補助が手厚くなりました。

#### ②新增築を伴わず、単独槽または汲み取り便槽から合併槽に転換する場合

補助対象となる工事費	補助額（上限）	対象
既存の単独槽撤去費	9万円	単独槽から合併槽に転換する場合のみ
宅内配管工事費	30万円	単独槽から合併槽に転換する場合のみ（汲み取り便槽からの転換は対象外）

#### 【補助金増額ポイント】

上記の工事費を新たに補助対象としました。

単独槽から合併槽に転換する場合、例えば5人槽では最大72万2,000円の補助を受けることができます（従来は最大36万5,000円）。

具体的な補助金額や申請手続きについては、浄化槽施工業者または市環境課にお問い合わせください。

## 適正な維持管理を実施しましょう

合併槽・単独槽ともに、設置した後は、以下の4つの点検・清掃が法律で義務付けられています。定期的なメンテナンスを怠ると、浄化槽本来の性能が発揮できないばかりか、不要な点検・清掃の費用がかかり、維持管理費の負担増につながります。最悪の場合、浄化槽が故障する恐れもあります。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 保守点検           | 年3回以上           |
| 2 清掃             | 年1回             |
| 3 法定点検<br>(第7条)  | 設置後1回のみ         |
| 4 法定点検<br>(第11条) | ③の1年後から<br>毎年1回 |

浄化槽の清掃料金は、**汚泥の量と浄化槽内の汚れ具合により変動します**。毎年清掃することで、清掃料金が抑えられる可能性もあります。**年1回、必ず清掃を実施**しましょう。